

第四条第一項中「並びに」を「及び」に改め、同条第二項を削る。

(秋田県結核診査協議会条例の廃止)

第三条 秋田県結核診査協議会条例(平成十七年秋田県条例第二十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において秋田県感染症診査協議会の委員である者の任期は、秋田県感染症診査協議会条例第三条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表中「結核診査協議会の委員」を削る。

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十六号

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例

秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「授業料を」の下に「、入学する者から入学料を」を加え、同条第二項中「の授業料」の下に「、入学料」を加え、同項第一号中「授業料」を「授業料」に、「九千円」を「九千九百円」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入学料

五千六百五十円

第四条の見出し中「徴収方法」の下に「等」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 入学料は、入学を許可した日から同日以後十五日以内において知事が定める日までの間に徴収する。
第七条中「徴収した授業料」の下に「、入学料」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（同条第二項第一号の改正規定を除く。）並びに第四条及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立衛生看護学院条例第三条（入学科に係る部分に限る。）、第四条第二項及び第七条（入学科に係る部分に限る。）の規定は、平成二十年四月一日以後に秋田県立衛生看護学院に入学する者について適用する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

第九条第五項中「措置」の下に「として規則で定める措置」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

秋田県環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十八号

秋田県環境基本条例の一部を改正する条例

秋田県環境基本条例(平成九年秋田県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「三十五人」を「四十人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

秋田県林業開発基金による貸付金の利息の特別措置に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十九号

秋田県林業開発基金による貸付金の利息の特別措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、秋田県林業開発基金から財団法人秋田県林業公社(以下この条及び第四条において「公社」という。)に貸し付ける資金及び貸し付けた資金の利息について特別の措置を講ずることにより、公社の負担の軽減を図り、もって本県の林業の振興に資することを目的とする。

(秋田県林業開発基金条例の一部改正)

第二条 秋田県林業開発基金条例(昭和四十一年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「資金」の下に「は、無利息とし、その他」を加え、「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 貸付期間 五十年以内
- 二 償還方法 一時償還
- 三 延滞利息 延滞した額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額

(秋田県林業開発基金条例の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の秋田県林業開発基金条例第三条の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

(貸付金の利息の免除)

第四条 この条例の施行の日前に秋田県林業開発基金から公社に貸し付けた資金(前条の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)の

同日から償還の日までの期間に係る利息（延滞利息を除く。）は、免除する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十号

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

第四条中「規定による」及び「規則で定める」を削る。

第五条中「第三条の規定により」を「第三条第一項の」に改める。

第六条中「者は、」の下に「第三条第一項の」を加え、「使用しよう」を「使用し、又は収益しよう」に、「の日」を「日の」に改め、「規則で定める」を削る。

第十条中「第三条第一項の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十一号

建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する条例

建設業法第三十二条第一項の規定により出頭した参考人の費用弁償の額及び支給方法に関する条例（昭和二十四年秋田県条例第二十七号）の一部を次

のように改正する。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「建設業法施行令」を「この条例は、建設業法施行令」に、「あつて」を「あつて」に改め、「参考人」の下に「対して」を加え、「関しては、他の法令に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる」を「関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条に見出しとして「(費用弁償の額)」を付する。

第三条に見出しとして「(費用弁償の支給方法)」を付し、同条中「この条例に定めるもののほか、」を「第一条の」に、「県吏員の旅費支給」を「一般職の職員の旅費の支給方法」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十二号

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「利用する」を「使用する」に改め、同条第五項中「附する」を「付する」に改める。

第四条の二中「第五条の二第二項」を「第五条の二」に改める。

第五条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用が」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に改める。

第五条の二を次のように改める。

(使用の許可)

第五条の二 都市公園の公園施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、秋田県立中央公園の運動広場、県営トレーニングセンターのアリーナ及び自転車モトクロス場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

一 秋田県立小泉潟公園のテニスコート

二 秋田県立中央公園の県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、県営球技場、県営庭球場、投てき場、アーチェリー場、野球広場、運動

広場、県営トレーニングセンターのアリーナ、県営屋根付きグラウンド、キャンプ場及び自転車モトクロス場

三 秋田県立北欧の杜公園のパークセンターの研修室、オートキャンプ場及びテニスコート

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「利用」を「使用」に改める。

第十四条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第十四条 次に掲げる者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

一 第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項若しくは第三項の許可を受けてこれらの規定に規定する行為(次条第一項第一号及び第十七条において「公園施設設置管理等行為」という。)をする者

二 第五条の二の許可を受けて同条各号に掲げる公園施設(以下「有料許可公園施設」という。)を使用する者

三 秋田県立中央公園の県営トレーニングセンター(アリーナを貸切使用する場合を除く。)若しくはフィールド・アスレチック、秋田県立北欧の杜公園のパークゴルフ場若しくは休憩所のシャワー又は都市公園の器具(以下「有料許可不要公園施設等」という。)を使用する者

第十五条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定めるときに徴収する。

一 第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項若しくは第三項の許可に係る使用料 当該許可をしたとき(当該許可に係る公園施設設置管理等行為の期間が翌年度以降にわたる場合における当該翌年度以降の各年度の使用料にあつては、当該各年度の四月三十日まで)

二 有料許可公園施設又は有料許可不要公園施設等の使用料 使用の都度(回数券による使用料にあつては、これを発行するとき)

第十五条第二項中「前項本文」を「前項」に、「有料公園施設を利用する」を「有料許可公園施設又は有料許可不要公園施設等を使用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第十七条中「都市公園の使用又は第五条の二第二項の許可を受けた者の責」を「使用者の責め」に、「のできない事由により都市公園の使用又は有料公園施設の利用」を「ができない理由により公園施設設置管理等行為又は有料許可公園施設若しくは有料許可不要公園施設等の使用」に、「とき」を「場合」に改める。

第十八条中「第六条」を「第五条の二、第六条」に、「第四条」を「第四条第一項及び第三項」に、「第三十三条の規定による」を「第三十三条第四項に規定する」に改め、「公園予定区域及び」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十条第一項第一号及び第二項中「第五条の二第二項」を「第五条の二」に改める。